

マイ政経予備校  
政治・経済科

# 政経受験 サブテキスト



PE-BF-S202501  
2025.12.09更新

## 重要年表

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 政治編 | p.3 |
| 2 | 経済編 | p.5 |
| 3 | 社会編 | p.6 |
| 4 | 国際編 | p.8 |

## 政治01 民主主義の原理

## 民主政治史

年	国	出来事
1215	英	マグナ＝カルタ(大憲章)
1628		権利請願
1640		清教徒革命(ピューリタン革命)
1688		名誉革命
1689		権利章典
1775	米	アメリカ独立戦争開始
1776		ヴァージニア権利章典
		アメリカ独立宣言
1787		アメリカ合衆国憲法
1789	仏	フランス革命
		フランス人権宣言

## 政治03 日本国憲法と平和主義

## 憲法史

年	出来事
1868	明治維新
1874	民撰議院設立の建白書を提出
1880	国会期成同盟を結成
1881	国会開設の詔
1889	大日本帝国憲法の発布
1890	教育勅語を発布
1910	大逆事件
1912	第一次護憲運動
1918	本格的な政党内閣(原敬内閣)が誕生
1924	第二次護憲運動
1925	治安維持法を公布 普通選挙法を公布
1930	統帥権干犯問題
1931	満州事変
1932	五・一五事件発生
1933	国際連盟脱退
1936	二・二六事件発生
1940	大政翼賛会の創立
1945	ポツダム宣言受諾
1946	日本国憲法公布
1947	日本国憲法施行

## 政治04 基本的人権の保障

## 選挙権の歴史

年	出来事
1890	満25歳以上の男性かつ直接国税を15円以上納めている者に選挙権
1925	満25歳以上の男性に選挙権
1945	日本で普通選挙(満20歳以上の者)
2015	選挙権年齢の引き下げ(満18歳以上の者)

## 国際人権史

年	出来事
1941	F.ローズヴェルトが「四つの自由」を述べた
1948	世界人権宣言
	ジェノサイド条約を採択
1951	難民条約を採択
1965	人種差別撤廃条約を採択
1966	国際人権規約を国連総会で採択
1976	国際人権規約が発効
1979	女性差別撤廃条約を採択
	【日】国際人権規約を批准
1981	【日】難民条約を批准
1985	【日】女性差別撤廃条約を批准
1989	子どもの権利条約を採択
1994	【日】子どもの権利条約を批准
1995	【日】人種差別撤廃条約を批准
2006	障害者権利条約を採択
2012	【日】A規約の中・高等教育の無償化留保を撤回
2014	【日】障害者権利条約を批准

## 政治05 国会と内閣

## 国会・行政改革

年	出来事
1998	中央省庁等改革基本法の制定
1999	国会審議活性化法の制定
2001	中央省庁再編(中央省庁等改革基本法に基づく) 内閣府、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、 環境省、防衛庁、国家公安委員会 の1府12省庁になる。
2007	防衛庁が防衛省に昇格
2009	消費者庁を設置
2012	復興庁・原子力規制委員会を設置
2013	国家安全保障会議を設置
2015	スポーツ庁・防衛装備庁を設置
2016	個人情報保護委員会を設置
2019	出入国在留管理庁を設置
2020	カジノ管理委員会を設置
2021	デジタル庁を設置
2023	こども家庭庁を設置

## 69条解散

年	出来事
1948	吉田茂内閣が「なれあい解散」
1953	吉田茂内閣が「バカヤロ一解散」
1980	大平正芳内閣が「ハプニング解散」
1993	宮澤喜一内閣が「政治改革解散」

## 政治06 裁判所

## 司法権独立事件

年	出来事
1891	大津事件
1949	浦和事件
1969	平賀書簡事件

## 司法改革

年	出来事
2003	裁判迅速化法の制定
2005	知的財産高等裁判所の設置
2008	被害者参加制度の導入
2009	裁判員制度の導入
2019	刑事裁判における取り調べの可視化

## 政治07 地方自治

## 地方自治

年	出来事
1995	地方分権推進法
1999	地方分権一括法
2002	三位一体の改革(小泉純一郎内閣)
2006	地方債発行要件の緩和

## 政治08 選挙制度

## 世界の選挙史

年	出来事
1848	【仏】世界初の男子普通選挙権
1890	【米・ワイオミング州】世界初の女子普通選挙権
1893	【ニュージーランド】世界初の女子普通選挙権
1919	【ドイツ】 G5・G7国家として初の女子普通選挙権
1925	【日本】日本初の男子普通選挙権
1945	【日本】日本初の女子普通選挙権

## 政治09 現代政治

## 政党政治史

年	出来事
1955	自由民主党の誕生
1989	竹下登内閣が消費税導入・リクルート事件などで 参院選で改選第1党を奪われる
1993	宮澤喜一内閣に対する不信任決議が可決。 衆院選で自由民主党が野党になった。 よって、非自民連立政権のが誕生。 【選挙前】宮澤喜一内閣(自由民主党) 【選挙後】細川護熙内閣(非自民連立政権)
2009	野党の民主党が単独過半数を獲得。 【選挙前】麻生太郎内閣(自由民主党) 【選挙後】鳩山由紀夫内閣(民主党)
2012	衆院選で自由民主党が政権を奪還。 【選挙前】野田佳彦内閣(民主党) 【選挙後】安倍晋三内閣(自由民主党)
2025	公明党が自由民主党との連立を解消 連立に日本維新の会が加わる。

## 経済02 市場機構

## 独占禁止政策

年	出来事
1890	【米】シャーマン反トラスト法を制定
1914	【米】クレイトン法を制定
1945	【日】GHQの指示で財閥解体
1947	【日】独占禁止法を制定
1951	サンフランシスコ講和会議
1953	【日】独占禁止法改正① 不況・合理化カルテル・大型合併を容認
1997	【日】独占禁止法改正② 持ち株会社(コンツエルン)の原則解禁
1999	【日】独占禁止法改正③ 不況・合理化カルテルの廃止
2003	【日】公正取引委員会が 総務省から内閣府外局に移動
2006	【日】独占禁止法改正④ 公正取引委員会の権限を強化

## 経済04 金融

## 金融史

年	出来事
1990	バブル経済の崩壊
1991	金融機関の破綻が始まる
1994	金利の完全自由化
1997	日本版ビッグバン
2005	ペイオフの全面解禁

## 社会01 環境問題

## 日本の環境史

年	出来事
1885	足尾銅山鉱毒事件が発生
1922	イタイイタイ病が発生
1956	水俣病が発生
1961	四日市ぜんそくが発生
1965	新潟水俣病が発生
1967	公害対策基本法を制定
1970	公害国会
1971	環境庁の設置
1993	環境基本法を制定
1997	環境アセスメント法を制定
2000	循環型社会形成推進基本法を制定
2020	カーボンニュートラルを宣言

## 世界の環境史

年	出来事
1971	ラムサール条約を採択
1972	国連人間環境会議を開催 人間環境宣言を採択
1973	ワシントン条約を採択
1985	ウィーン条約を採択
1987	モントリオール議定書を採択
1992	国連環境開発会議(地球サミット)を開催 リオ宣言を採択 生物多様性条約を採択
1997	京都議定書を採択
1998	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)
2000	国連ミレニアムサミットを開催 MDGsを採択
2002	環境開発サミットを開催
2011	ダーバン合意
2012	国連持続可能な開発会議を開催 SDGsを採択
2013	水俣条約を採択
2015	パリ協定が採択
2020	パリ協定からアメリカが脱退
2021	パリ協定にアメリカが復帰

## 資源・エネルギー

年	出来事
1962	国連総会が天然資源の恒久主権を決議
1972	ローマクラブが報告書『成長の限界』を発表
1973	第一次オイルショックが発生
1974	国連資源特別総会を開催 NIEO宣言を採択 日本でサンシャイン計画を開始
1978	日本でムーンライト計画を開始
1979	アメリカで スリーマイル島原子力発電事故発生
1995	日本で高速増殖原型炉「もんじゅ」事故発生
1999	東海村JCO臨界事故が発生
2011	東日本大震災が発生 福島第一原子力発電所事故が発生
2012	日本の原子力発電所を全て停止
2015	ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)が設立される

## 社会02 消費者問題

## 消費者問題

年	出来事
1955	森永ヒ素ミルク事件発生
	スモン薬害事件発生
1968	力ネミ油症事件発生
1985	薬害エイズ事件発生

## 消費者法

年	出来事
1968	消費者保護基本法を制定
1970	国民生活センターを設置
1994	製造物責任法(PL法)を制定
2000	消費者契約法を制定
2004	消費者基本法を制定
2009	消費者庁を設置

## 社会03 労働問題

## 労働三法

年	出来事
1945	労働組合法を制定
1946	労働関係調整法を制定
1947	労働基準法を制定

## 社会05 人口問題

## 日本の人口問題

年	出来事
1949	最多の出生数(269万人)
1966	ひのえうまで急激に出生数が減少
1970	高齢化社会(65歳以上が7%)となる
1994	高齢社会(65歳以上が14%)となる
2007	超高齢社会(65歳以上が21%)となる

## 社会04 社会保障問題

## 社会保障

年	国	出来事
1601	英	エリザベス救貧法
1935	独	社会保障法
1942	米	ベバリッジ報告
1944	ILO	フィラデルフィア宣言
1952	ILO	社会保障の最低基準に関する条約(ILO号条約)

## 日本の年金制度

年	出来事
1961	国民皆年金
1973	福祉元年 老人福祉法の改正で 70歳以上の老人医療費が無料になった。
1982	老人福祉法の改正で 70歳以上の老人医療費が一部有料になった。
2002	老人保健法の改正で 老人医療制度の対象年齢を75歳に引き上げ
2008	後期高齢者医療制度の導入

## 日本の税制度

年	内閣	出来事
1949	吉田茂	シャウプ勧告
1989	竹下登	消費税導入(3%)
1997	橋本龍太郎	消費税増税(5%)
2008	福田康夫	ふるさと納税制度の導入
2014	安倍晋三	消費税増税(8%)
2019	安倍晋三	消費税増税(10%) 軽減税率の導入
2023	岸田文雄	インボイス制度の導入

## 国際01 国際社会

## 国際社会

年	出来事
1648	ウェストファリア会議
1899	常設仲裁裁判所(PCA)設立決定
1945	国際司法裁判所(ICJ)設立
2002	国際刑事裁判所(ICC)設立

## 国際05 国際経済

## 日本の経済

年	出来事
1963	GATT12条国からGATT11条国になる
1964	IMF14条国からIMF8条国になる
1985	プラザ合意
1989	日米構造協議が始まる
1993	日米包括経済協議は始まる

## 国際02 国際平和機構

## 国際平和機構

年	出来事
1918	威尔ソンが14ヶ条の平和原則を提案
1919	パリ講和会議
1920	国際連盟が成立
1933	日・独が国際連盟から脱退
1937	伊が国際連盟から脱退
1941	大西洋憲章を発表
1942	連合国宣言を調印
1943	モスクワ宣言を発表
1944	ダンバートン・オーツ会議
1945	ヤルタ会談
	サンフランシスコ会議で国際連合憲章を採択
	日本がポツダム宣言を受諾
	国際連合が成立

## 国際経済

年	出来事
1929	世界恐慌が発生
1939	第二次世界大戦が開戦
1944	ブレトン・ウッズ協定を締結 国際通貨基金(IMF)を設立 国際復興開発銀行(IBRD)を設立
1948	GATTが設立 欧州経済協力機構(OEEC)が設立
1961	OEECが経済協力開発機構(OECD)に改組
1964	ケネディ・ラウンドが開始
1966	アジア開発銀行が設立
1971	ニクソンショックが発生 スマソニアン協定を締結
1973	東京ラウンドが開始
1976	キングストン合意を締結
1985	G5でプラザ合意を締結
1986	ウルグアイ・ラウンドが開始
1987	G7でルーブル合意を締結
1995	GATTがWTOに改組
2001	ドーハ・ラウンドが開始
2016	アジアインフラ投資銀行が設立

## 国際06 国際協力

## ECとEU

年	出来事
1947	マーシャルプランを発表
1948	OEEC(欧州経済協力機構)が成立
1950	シューマンプランを発表
1952	ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)を設立
1957	ローマ条約を採択
1958	EEC(欧州経済共同体)を設立 EURATOM(欧州原子力共同体)を設立
1960	EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合)が成立
1967	ECSC・EEC・EURATOMを統合し、 欧州共同体(EC)を設立
1992	マーストリヒト条約を調印
1993	欧州連合(EU)を設立
1997	アムステルダム条約を採択
1998	ECB(欧州中央銀行)を設立
1999	通過統合でユーロを導入
2003	ニース条約が発効
2004	EU憲法を作成
2007	リスボン条約

## 国際07 軍縮

## 軍縮

年	出来事
1946	国際原子力委員会成立
	国連総会が軍縮大憲章を採択
1950	ストックホルム・アピールを採択
1952	国連軍縮委員会成立
1954	米、ビキニ水爆実験
1955	第1回原水爆禁止世界大会を開催
1963	部分的核実験禁止条約(PTBT)調印
1968	核兵器拡散防止条約(NPT)調印
1972	米ソ 第一次戦略兵器制限交渉(SALT I)調印
1978	第1回国連軍縮特別総会
1979	米ソ 第二次戦略兵器制限交渉(SALT II)調印
1982	第2回国連軍縮特別総会
1985	米ソ、首脳ジュネーブ会談
1987	INF全廃条約調印
1988	第3回国連軍縮特別総会
1989	マルタ会談、東西冷戦終結
1991	米ソ 第一次戦略兵器削減条約(START I)調印
1993	米露 第二次戦略兵器削減条約(START II)調印
	化学兵器禁止条約(CWC)を調印
1995	NPT再検討会議で条約の無期限延長を決定
1996	包括的核実験禁止条約(CTBT)を採択
1997	対人地雷全面禁止条約調印
2002	米露、戦略攻撃戦力削減条約調印
2003	北朝鮮がNPT脱退を宣言
2006	北朝鮮が核実験実施を発表
2007	核テロ防止条約が発効
2008	クラスター爆弾禁止条約を採択
2009	国連安保理が「核兵器のない世界」を目指す 決議を全会一致で採択
2010	米露、新核軍縮条約に署名
2013	国連総会で武器貿易条約(ATT)が成立
	国連総会第1委員会で核兵器不使用共同声明 を発表。
2016	G7外相会合で広島宣言を採択
2017	核兵器禁止条約を採択。日本は不参加。
2023	ロシアが新STARTの参加を停止
2024	日本原水爆被害者団体協議会が ノーベル平和賞を受賞

## 重要条約

- |   |             |      |
|---|-------------|------|
| 1 | 国際的な人権条約    | p.11 |
| 2 | 環境に関する宣言・条約 | p.12 |
| 3 | 軍縮に関する条約    | p.13 |

年	出来事	ポイント		日本の批准
□	世界人権宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として自由権・平等権のみならず<b>参政権や社会権なども規定</b></li> <li>●法的拘束力はなし</li> </ul>		—
□	1948 ジェノサイド条約を採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民的・人種的・民族的または宗教的集団を破壊する目的で行う集団殺害(ジェノサイド)を平時・戦時を問わず、国際法上の犯罪とし、国際刑事裁判所によっても審理・処罰しうることを規定した条約。</li> <li>●戦時中ナチスが行ったユダヤ人虐殺(ホロコースト)を「人道に対する罪」とした<b>ニュルンベルク裁判を一般化</b>。</li> <li>●集団殺害の防止には武力行使を伴う可能性が高く、日本の参加は難しい。</li> </ul>		未批准
□	1951 難民条約を採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難民(戦争や政治的・就業的迫害などで国外に逃げざるを得なかった人)の庇護や定住を確保するために、法的地位・福祉・難民の追放や迫害禁止などを定めた条約。</li> <li>●経済的な困難が理由である<b>経済難民</b>などは対象外</li> <li>●国際機関としては1951年設立の<b>国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)</b>が援助</li> <li>●日本は批准にあたり、「出入国管理法令」を「<b>出入国管理及び難民認定法</b>」に改正</li> </ul>		1981
□	1965 人種差別撤廃条約を採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人種差別(人種・皮膚の色・血統ないし民族的・種族的生まれに基づく差別、排除、制限など)を撤廃する実施措置を求めた条約。</li> <li>●差別を受けた個人が、直接に国連の人種差別撤廃委員会に救済措置を求めることができる制度がある。</li> <li>●日本は批准にあたり、「北海道旧土人保護法」を「<b>アイヌ文化振興法</b>(アイヌ新法、1997年)」に改正。</li> </ul>		1995
□	1976 国際人権規約が発効	A規約 (社会権規約)	規約内容	<p>&lt;正式名称&gt; 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約 &lt;内容&gt; <b>民族自決権を認めている。法的拘束力がある。</b> &lt;日本の動き&gt; 批准の際に以下の内容は留保 ①<b>公務員ストライキ権</b> ②<b>休日報酬の支払い</b> ③<b>中・高等教育の無償化</b>(③を2012年に撤回)</p>
			選択議定書	<内容> 個人通報制度
		B規約 (自由権規約)	規約内容	<p>&lt;正式名称&gt; 市民的・政治的権利に関する国際規約 &lt;内容&gt; <b>民族自決権を認めている。法的拘束力がある。</b></p>
			第一選択議定書	<内容> 個人通報制度
			第二選択議定書	<内容> <b>死刑廃止条約</b>
□	1979 女性差別撤廃条約を採択		<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性の権利に関する包括的な国際条約で、「女性に関する国際的な権利章典」とも呼ばれる。</li> <li>●同条約の履行状態を監視するために、国連人権理事会の下に女子差別撤廃委員会が設置されている。</li> <li>●日本は<b>国籍法</b>を改正(1984年)し、 <b>父系優先血統主義から父母両系血統主義に変更</b>。</li> <li>●<b>男女雇用機会均等法(1985年)</b>を制定</li> </ul>	1985
□	1989 子どもの権利条約を採択		<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもを大人に保護される対象としてではなく、<b>権利を行使する主体として位置づけた</b>条約。</li> <li>●教育への権利、意思表明権、思想・両親・集会の自由などの市民的権利を保障。</li> <li>●<b>18歳未満を子どもと定義</b></li> </ul>	1994
□	2006 障害者権利条約を採択		<ul style="list-style-type: none"> <li>●各国が障害者に、障害のない人と同等の権利を保障し、社会参加を促す努力をするよう求めた条約。</li> </ul>	2014

年	出来事	ポイント
□ 1971	ラムサール条約(国際湿地条約)を採択	●水鳥の生息地である湿地の保護を定める
□ 1972	国連人間環境会議を開催 人間環境宣言を採択	<開催地> ストックホルム <スローガン> 「かけがえのない地球」
□ 1973	ワシントン条約を調印	●絶滅危惧の生物の取引の規制
□ 1985	ウィーン条約を採択	●オゾン層の保護が目的
□ 1987	モントリオール議定書を採択	●ウィーン条約を具体化し、フロンの生産・使用を制限
□ 1992	国連環境開発会議(地球サミット)を開催 リオ宣言を採択	<開催地> リオデジャネイロ <スローガン> 「持続可能な開発」
□	生物多様性条約を採択	●生態系・種間・遺伝子などの多様性を保護
□ 1997	京都議定書を採択	●COP3で採択。 ●温室効果ガスの削減目標を初めて設定 ●温室効果ガスの削減目標の対象は先進国のみ ●EU8%、米7%、日6%、全体5%削減を目標 ●排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムを認める。
□ 1998	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	UNEPとWMO(世界気象機関)が共同で設置。 地球温暖化に関する報告書を5年ごとに発表。 2007年、ノーベル平和賞受賞。
□ 2000	国連ミレニアムサミットを開催 MDGsを採択	<開催地> ニューヨーク  <MDGsの内容> 正式名: ミレニアム開発目標 期限: 2015年 目標: 8個(うち6個は発展途上国が対象)
□ 2002	環境開発サミットを開催	<開催地> ヨハネスブルク
□ 2011	ダーバン合意	2012年で期限切れの京都議定書の延長し、 2015年までにすべての国が参加する仕組みを作ることで 同意。
□ 2012	国連持続可能な開発会議を開催 SDGsを採択	<開催地> リオデジャネイロ  <スローガン> 「われわれが望む未来」  <SDGsの内容> 正式名: 持続可能な開発目標 期限: 2030年 目標: 17個
□ 2013	水俣条約を採択	●水銀の製造・輸出入を原則禁止
□ 2016	パリ協定を発効	●COP21で採択。 ●2020年以降の温室効果ガスの削減目標を設定 ●温室効果ガスの削減目標の対象は全ての国 ●世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、 2度未満に抑制を設定、1.5度未満を目標とした ●米は2020年(トランプ)に脱退後、 2021年(バイデン)に復帰。

年	出来事	国・組織	ポイント
□ 1955	ラッセル・AINシュタイン宣言	—	●英の哲学者ラッセル・米の物理学者AINシュタインが中心となり、1955年のノーベル賞受賞科学者らが核兵器廃絶・科学技術の平和利用を訴えた。
□ 1963	部分的核実験禁止条約(PTBT)調印	米英ソ	●地下を除く大気圏内・宇宙空間・水中における核爆発を伴う実験を禁止
□ 1967	トロロルコ条約調印	ラテン アメリカ	●キューバ危機が契機 ●ラテンアメリカ諸国が調印し、のちに中南米・カリブ全域に広がった地域非核地帯条約 ●中南米地域の核兵器使用禁止等に関する非核化条約 ●歴史上初めての非核化条約
□ 1968	核拡散防止条約(NPT)調印	国連 総会	●核兵器の保有国を制限し、核軍縮を進めるための条約 ●米・英・仏・中(核保有国)が他国へ譲渡することを禁止 ●核非保有国が核兵器を製造・取得することを禁止 ●核非保有国に国際原子力機関(IAEA)の査察が義務 ●1995年に無期限延長を決定 ●2003年 北朝鮮脱退
□ 1972	第一次戦略兵器制限交渉(SALT I)調印	米ソ	●戦略兵器のうち、対弾道ミサイルと戦略的攻撃兵器の数量制限を定める。
□	弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約	米ソ	●戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイルに関する制限を定める。 ●双方の防御態勢を脆弱にして、核攻撃を抑止する考え ●2002年にアメリカが脱退。
□ 1979	第二次戦略兵器制限交渉(SALT II)調印	米ソ	●戦略兵器のうち、戦略核兵器とその運搬手段の条件と質的な規制を定める。 →ソ連のアフガニスタン侵攻などで アメリカが批准を拒否し、SALT体制は崩壊
□ 1985	ラトンガ条約調印	南太平洋 諸国	●南太平洋での核実験・核保有の禁止、放射性廃棄物の投棄禁止を定めた。
□ 1987	INF全廃条約調印	米ソ	●地上発射の中距離核戦力の破棄を定めた条約。 ●米ソの初めての軍備全廃条約 ●空中・海中発射ミサイルは対象外
□ 1990	欧州通常兵力(CFE)条約調印	NATO WTO	●NATOとワルシャワ条約機構間の通常戦力に関する初めての軍備管理・軍縮条約。 ●2023年にロシアが脱退
□ 1991	第一次戦略兵器削減条約(START I)調印	米ソ	●史上初の核弾頭の破棄条約 ●戦略核兵器の運搬手段の上限を定めた ●批准前にSTART IIが調印された。
□ 1993	第二次戦略兵器削減条約(START II)調印	米露	●戦略核弾頭数の上限を削減し、大陸間弾道ミサイルが複数の核弾頭を積む形式を禁止。 ●2002年にロシアが離脱し、未発効
□ 1996	包括的核実験禁止条約(CTBT)を採択	国連 総会	●すべての核実験を禁止 ●米・中が批准せず ●インド・パキスタン・北朝鮮も署名をしていない ●未発効
□ 1997	対人地雷全面禁止条約調印(オタワ条約)	ICBL	●NGOの「地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)」の活動による ●対人地雷の使用等を全面的に禁止 ●日本は調印 ●中・ロ・インド・韓・北朝鮮・米などは加入せず
□ 2002	米戦略攻撃戦力削減条約調印(モスクワ条約)	米ロ	●互いの戦略核を削減する条約
□ 2008	クラスター爆弾禁止条約を採択(オスロ条約)	国際 会議	●クラスター弾の使用等の禁止や被害者援助などを規定 ●ノルウェーを始めとする有志国とNGOが提案
□ 2010	米露新核軍縮条約(新START)に署名	米ロ	●米オバマ大統領による「核なき世界」を目指す演説がきっかけ ●START Iに代わるもの ●戦略核弾頭数などの上限の制限 ●2023年にロシアが履行停止を宣言
□ 2017	核兵器禁止条約採択	国連 総会	●将来的な核兵器全廃に向けた、核兵器を包括的に禁止する初の国際条約。 ●「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」が採択への貢献し、ノーベル平和賞を受賞 ●日本は不参加

## 重要判例

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 政治編 | p.3 |
| 2 | 経済編 | p.5 |
| 3 | 社会編 | p.6 |
| 4 | 国際編 | p.8 |

## I: 憲法9条 「戦争の放棄」

事件名	概要	概要・問題	判決
砂川事件	米軍基地の拡張に対してデモが発生した事件	在日米軍・日米安全保障条約は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし ( <b>統治行為論</b> ) ※地裁は違憲判決
長沼ナイキ基地訴訟	航空自衛隊の基地を設置するために国有保安林の指定解除の処分を行った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし ( <b>統治行為論</b> ) ※地裁は違憲判決
百里基地訴訟	国が防衛庁に百里基地用に所有していた土地を売った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし ( <b>統治行為論</b> )
恵庭事件	陸上自衛隊基地での騒音に反発して演習用の通信線を住民が切断した事件	自衛隊に関する審査が必要か	具体的争訟の裁判に必要な限度に限られる

## II: 憲法13条 「幸福追求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
大阪空港公害訴訟	大阪空港に離着陸する騒音により住民の生活に影響が出ている問題	住民には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「良好な環境のもとで生活を維持する権利」(環境権)が保障されるか	環境権は認めない (※高裁は飛行差し止めを容認 最高裁は飛行差し止めを否定)
『宴のあと』事件	東京都知事選に立候補した人物が勝手に小説のモデルにされた事件	人には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「私生活をみだりに公開されない権利」(プライバシー権)が保障されるか	保障される (この権利を明確化した)
『石に泳ぐ魚』事件	ある女性が勝手に小説のモデルにされ、出版の差止めを請求した事件	この請求は憲法21条(表現の自由)に反するか	合憲
性別変更手術規定 違憲判決	性別変更の際に、生殖機能を失う要件があることについての訴訟	性別適合手術の要件を定めた特例法は憲法13条・14条に反するか	<b>法令違憲①</b>
旧優生保護法 不妊手術規定判決	旧優生保護法下で障害等を理由に不妊手術等を強制された問題	旧優生保護法は憲法13条に反するか	<b>法令違憲②</b>

## III: 憲法14条 「法の下の平等」

事件名	概要	概要・問題	判決
尊属殺人重罰事件	性的虐待を父から受けている娘が父を殺害した事件	刑法200条が普通の殺人罪より重い罰を科していることが憲法14条の法の下の平等に反するか	<b>法令違憲①</b> (刑法200条を削除)
議員定数不均衡問題	1973年の衆議院選挙で、一票の格差が1:4.99になった	一票の格差が憲法14条(法の下の平等)、憲法43条・44条(選挙人資格)に反するか	<b>法令違憲②③</b> (ただし、事情判決) ※1985年にも同様の判決
日産自動車事件	定年年齢を男子55歳、女子50歳とする就業規則があった	この規則は性別による不合理な差別で、憲法14条の法の下の平等に反するか	<b>憲法違反</b> (就業規則は無効)
ハンセン病国家賠償訴訟	らい予防法に基づいて国はハンセン病患者を隔離していた	この政策は患者に対する不合理な差別で、憲法14条(法の下の平等)に反するか	<b>憲法違反</b> (国に賠償命令)
国籍付与婚外子差別規定違憲判決	婚姻関係にない日本人と外国人の間に生まれた子は出生前に認知があれば国籍を付与するが、出生後では認めないと国籍法に定めていた	この国籍法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	<b>法令違憲④</b> (国籍法を改正)
選択的夫婦別姓制度判決	夫婦別姓で婚姻届を提出した夫婦が受け取りを拒否された事件	この民法と国籍法の規定が、憲法14条(法の下の平等)と憲法24条(婚姻の自由)に反するか	合憲 ※2015年、2021年で判決
再婚禁止規定違憲判決	女性だけに離婚後6か月の再婚禁止規定を民法で定めていた	この民法の規定は性別による差別であり、憲法14条(法の下の平等)に反するか	<b>法令違憲⑤</b> (ただし100日以内は合理的) ※2023年から規定撤廃
婚外子相続格差違憲判決	非嫡出子の法定相続分が嫡出子の2分の1であると民法で定めていた。	この民法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	<b>法令違憲⑥</b> (民法を改正)

## IV: 憲法15条・44条 「参政権」

事件名	概要	概要・問題	判決
マクリーン事件	政治活動や申請なしに転職したことが理由で在留の延長申請が認められなかった事件	この判断は外国人の権利を侵害しているか	政治活動の自由はあるもが在留の許否は国の裁量
在外日本人選挙権訴訟	在外日本人に衆院選小選挙区と参院選選挙区の投票を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑦ (公職選挙法を改正)
在外国民審査権制限違憲判決	在外日本人に最高裁裁判官の国民審査権を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑧
永住外国人地方選挙権訴訟	特別永住者の在日韓国人が選挙人名簿に登録されておらず、外国人に参政権を認めない制度であった	この制度は、憲法44条(選挙人の資格)に反するか	地方選挙で外国人に選挙権を付与することは禁じていないが、「国民」=日本国籍とした

## V: 憲法17条 「国家賠償請求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
郵便法免責規定判決	書留郵便の郵送遅れが発生し、この損害に対する国の損害賠償を制限的にしか認めていなかった	この制度が憲法17条(国家賠償請求権)に反するか	法令違憲⑨ (民営化で郵便法を廃止)

## VI: 憲法19・20条 「思想・良心の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
三菱樹脂訴訟	学生運動の過去を隠していた学生の本採用を会社が拒否した事件	この会社の対応が憲法19条の思想及び良心の自由、憲法20条の信条の自由に反するか	合憲 憲法の規定は私人間に直接適用されない
津地鎮祭訴訟	市立体育館の起工に際し、地鎮祭を行い公金を支出した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	合憲 (目的効果基準説)
愛媛玉ぐし料訴訟	靖国神社・護国神社への玉ぐし料を公費で支払った問題	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)
空知太訴訟	砂川市が神社に対して敷地を無償で提供した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)

## VII: 憲法21条 「表現の自由、検閲の禁止」

事件名	概要	概要・問題	判決
家永教科書事件	日本史の教科書について教科書検定を申請したが不合格とされた事件	この教科書検定は憲法21条2項の検閲の禁止に反するか	合憲
チャタレー事件	『チャタレイ夫人の恋人』を日本語訳したものが、刑法175条のわいせつ物頒布罪に問われた事件	この刑法の規定が、憲法21条の表現の自由に反するか	合憲
サンケイ新聞意見広告訴訟	共産党を批判した自民党の意見広告に対し、共産党が反論文を無料掲載するように求めた事件	この請求は憲法21条(表現の自由)の中で反論権が保障されるか	保障されない

## VIII: 憲法22条 「職業選択の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
薬事法薬局開設距離制限違憲判決	薬事法で薬局の開設について距離制限を定めていた	この薬事法の規定が憲法22条(職業選択の自由)に反するか	法令違憲(最判⑩)

## IX: 憲法25条 「生存権」

事件名	概要	概要・問題	判決
朝日訴訟	生活扶助費額が当時の600円支給される制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)
堀木訴訟	生涯福祉年金と児童扶養手当の併給を認めない制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)

## X: 憲法29条 「財産権」

事件名	概要	概要・問題	判決
共有林分割制限 違憲判決	共有林の持株価額が過半数の者からの請求は認め、半分以下の共有者からの分割は認めない制度であった	この制度が憲法29条(財産権)に反するか	法令違憲⑪

## A: 判例総まとめ

統治行為論
砂川事件
長沼ナイキ基地訴訟
百里基地訴訟
プログラム規定説
朝日訴訟
堀木訴訟
目的効果基準説
津地鎮祭訴訟
愛媛玉ぐし料訴訟
空知太訴訟

最高裁法令違憲判決(古い順)	
1	尊属殺人重罰事件 (S48)
2	薬事法薬局距離制限違憲判決 (S50)
3	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S51)
4	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S60)
5	森林法共有林分割制限違憲判決 (S62)
6	郵便法免責規定違憲判決 (H14)
7	在外日本人選挙権制限違憲判決 (H17)
8	非嫡出子国籍付与差別訴訟 (H20)
9	非嫡出子相続格差訴訟 (H25)
10	再婚禁止規定違憲判決 (H27)
11	在外国民審査権制限違憲判決 (R04)
12	生殖不能手術規定違憲判決 (R05)
13	旧優生保護法不妊手術違憲判決 (R06)

## B: 判例用語集

統治行為論	国の統治の基本に関する高度に政治性を有する国家行為について司法審査の対象としないとする考え方
プログラム規定説	憲法上の規定について、政策の指針を示すにとどまり、法的拘束力を持たないとする考え方
目的効果基準説	宗教的行為の目的と、それが及ぼす効果を考慮して、目的でない・効果がない場合には合憲とする考え方
事情判決	その判断が違法であっても、その判断を取り消すことによって公に著しい障害が生じる場合には、違法を宣言しつつ、請求は棄却する判決

## 計算公式

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 政治編 | p.3 |
| 2 | 経済編 | p.5 |
| 3 | 社会編 | p.6 |
| 4 | 国際編 | p.8 |

## 地方自治法上の直接請求権

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票で過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			有権者の投票で過半数の同意が必要
長の解職請求	81条		長	有権者の投票で過半数の同意が必要
主要公務員の 解職請求 (※1)	86条			長が議会にかけて 3分の2以上の出席 かつ 4分の3以上の同意が必要

※1  
主要公務員とは、副長、選挙管理委員、監査委員等を指す。

※2  
有権者数が次の場合、条件が変わる。

◆有権者数が40万人を超える場合  
 $\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$

※xは有権者数  
※40万×3分の1+(有権者数-40万)×6分の1

◆有権者数が80万人を超える場合  
 $\frac{480万 + 3(80万 - x)}{24}$

※xは有権者数  
※40万×3分の1+40万×6分の1+(有権者数-80万)×8分の1

## 惜敗率

$$\text{惜敗率} = \frac{\text{小選挙区での自分の得票数}}{\text{小選挙区での第1位の得票数}}$$

## 均衡価格・均衡取引量

X軸を取引量、Y軸を価格とし、  
需要曲線と供給曲線の交点のX座標が均衡取引量、Y座標が均衡価格になる。  
そのため、**需要曲線と供給曲線を連立した連立方程式を解けば良い。**  
曲線と言いつながらも入試では直線で出るので、一次関数の計算方法で良い。

## 信用創造額

$$\text{信用創造額} = \frac{\text{本源的預金}}{\text{支払準備率}} - \text{本源的預金}$$

## プライマリーバランス・国債依存度

$$\text{プライマリーバランス} = (\text{歳入} - \text{公債金}) - (\text{歳出} - \text{国債費})$$

$$\text{国債依存度} = \frac{\text{国債収入}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

国民所得の指標

国際所得(NI)

国内純生産 (NDP)

国内総生産 (GDP)

国内の総生産額

中間生産物

減価償却費  
(固定資本減耗)

間接税

+

補助金

国民の総生産額

中間生産物

減価償却費  
(固定資本減耗)

間接税

補助金

国民総生産 (GNP)

国内純生産 (NDP)

国際所得(NI)

海外からの所得

海外への所得

海外からの純所得

三面等価の原則

生産国民所得  
(どう生む?)

第1次産業  
(農林水産業)

第2次産業  
(工業)

第3次産業  
(サービス業)

分配国民所得  
(どう分ける?)

雇用者所得  
(賃金)

財産所得  
(利子・配当・地代)

企業所得  
(利潤)

支出国民所得  
(どう使う?)

最終消費支出  
(政府+民間)

国内総資本形成  
(政府+民間)

経常海外余剰  
(海外からの純所得)

付加価値

付加価値 = 賃金 + 利潤 + 税金

付加価値 = 生産額 - 中間生産物

※設問条件によっては  
例えば税金を加えないなどの  
ケースもある

経済成長率

$$\frac{\text{今年の名目GDP} - \text{昨年の名目GDP}}{\text{昨年の名目GDP}} \times 100$$

名目経済成長率(%)

$$\frac{\text{今年の実質GDP} - \text{昨年の実質GDP}}{\text{昨年の実質GDP}} \times 100$$

実質経済成長率(%)

※名目GDPと実質GDPの変換

$$\frac{\text{名目GDP}}{\text{GDPデフレーター (物価指数)}} \times 100 = \text{実質GDP}$$

利回り

$$\text{利回り} = \frac{\text{売却時の価格}}{\text{購入時の価格}} - 1$$

国際収支表

輸出 - 輸入

+ サービス収支

+

第一次所得収支

+

第二次所得収支

-

金融収支

+

誤差脱漏

= 0

国際所得(NI)

## 日本国憲法

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 政治編 | p.3 |
| 2 | 経済編 | p.5 |
| 3 | 社会編 | p.6 |
| 4 | 国際編 | p.8 |

前文

		正当に選挙された国会における代表者
□	第一段	主権が国民に存すること
□	第二段	日本国民は、 <b>恒久の平和</b> を念願し、 人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。 われらは、 <b>平和</b> を維持し、 <b>専制と隸従、圧迫と偏狭</b> を 地上から永遠に除去しようと努めてゐる <b>国際社会</b> において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。 われらは、全世界の国民が、ひとしく <b>恐怖と欠乏</b> から免かれ、 <b>平和のうちに生存する権利</b> を有することを確認する。
□	第三段	われらは、いづれの国家も、 <b>自國</b> のことのみに専念して <b>他國</b> を無視してはならないのであつて、 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、 <b>自國の主権を維持し、他國と対等関係に立たうとする各國の責務である</b> と信ずる。
□	第四段	日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第一章 天皇

□	第一条	天皇の地位と 主権在民	<b>天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、</b> この地位は、 <b>主権の存する日本國民の総意</b> に基く。
□	第二条	皇位の世襲	皇位は、 <b>世襲</b> のものであつて、 <b>国会の議決した皇室典範</b> の定めるところにより、これを継承する。
□	第三条	内閣の助言と承認 及び責任	天皇の <b>国事</b> に関するすべての行為には、 <b>内閣の助言と承認</b> を必要とし、 <b>内閣</b> が、その責任を負ふ。
□	第四条	天皇の権能と 権限行使の委任	① 天皇は、この憲法の定める <b>国事に関する行為</b> のみを行ひ、 <b>国政に関する権能</b> を有しない。 ② 天皇は、法律の定めるところにより、 その <b>国事に関する行為</b> を委任することができる。
□	第五条	摂政	<b>皇室典範</b> の定めるところにより <b>摂政</b> を置くときは、 摂政は、 <b>天皇の名でその国事に関する行為を行ふ</b> 。 この場合には、前条第一項の規定を準用する。
□	第六条	天皇の任命行為	① <b>天皇は、国会の指名</b> に基いて、 <b>内閣総理大臣を任命</b> する。 ② <b>天皇は、内閣の指名</b> に基いて、 <b>最高裁判所の長たる裁判官を任命</b> する。
□	第七条	天皇の国事行為	<b>天皇は、内閣の助言と承認</b> により、国民のために、左の <b>国事に関する行為</b> を行ふ。 一 <b>憲法改正</b> 、法律、政令及び条約を <b>公布</b> すること。 二 <b>国会を召集</b> すること。 三 <b>衆議院を解散</b> すること。 四 <b>国会議員の総選挙</b> の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免 並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を <b>認証</b> すること。 六 <b>大赦、特赦、減刑</b> 、刑の執行の免除及び復権を <b>認証</b> すること。 七 荣典を授与すること。 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を <b>接受</b> すること。 十 <b>儀式</b> を行ふこと。
□	第八条	財産授受の制限	皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、 国会の議決に基かなければならない。

## 重要法令

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 政治編 | p.3 |
| 2 | 経済編 | p.5 |
| 3 | 社会編 | p.6 |
| 4 | 国際編 | p.8 |

## I 背景と目的

## 前文

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に關し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## II 主な規定

## 第三条 (基本理念)

アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

## 第四条 (基本理念)

何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

## I 制定の背景

## 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## II 目的と目標

## 第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## 第二条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、**学問の自由**を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## III 主な規定

## 第三条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

## 第四条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、**その能力に応じた教育を受ける機会**を与えられなければならない、**人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地**によって、**教育上差別されない。**

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、**普通教育を受けさせる義務**を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

## 第六条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

## 第七条（大学）

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

## I 目的と目標

### 第一条（目的）

この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

## II 基本原則

### 第二条（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）

政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。  
ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。
- 4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

## I 目的と目標

### 第一条（目的）

この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

## II 基本原則

### 第二条（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）

政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等(以下「国際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

- 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、国際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関し、国際平和協力本部長に協力するものとする。

## III 主な規定



PE-BF-S202501  
政経受験サブテキスト

Copyright © マイ政経予備校  
All Rights Reserved.

この教材の著作権はマイ政経予備校にあります。  
無断での複製・転載・販売は禁止しております。  
私的利用の範囲を超えて利用する場合は、公式サイトより許諾申請が必要です。